

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和6年12月4日	久大亀の井タクシー有限会社(法人番号6320002002254)代表者山口努	本社営業所	文書警告 文書勧告	道路運送法(以下「法」)第23条第3項、法第27条第3項	令和6年10月28日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任(解任)届出違反(法第23条第3項)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(10)指導主任者の転任(退任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	0	0	0	0
	大分県大分市大字上宗方395番地2号	大分県大分市大字上宗方395番地2号							
令和6年12月23日	株式会社鳥栖構内タクシー(法人番号7300001006232)代表者齊藤恭宏	本社営業所	輸送施設の使用停止(30日車) 文書警告	道路運送法(以下「法」)第13条、法第27条第3項	令和6年9月5日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13条)、(2)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	3	3	3	3
	佐賀県鳥栖市轟木町字牽牛1836番地	佐賀県鳥栖市轟木町字牽牛1836番地							